

「*見える化」を実現!* 見つける・見抜く・見きわめる

~最適化の活動にむけて~

(平成 31 年 2 月作成)



編集·発行 湯梨浜町農業委員会

表紙写真 野花地区 早春に梅園から東郷湖を望む



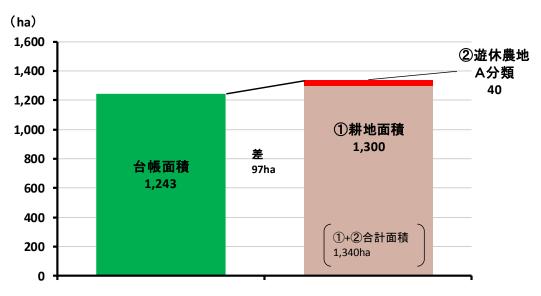
第1部 農	地(台帳)面積と耕地面積の比較・・・・	1 ~ 3
図 1 図 2 図 3	農地(台帳)面積と耕地面積の比較 耕地面積の推移 農地賃借料の状況	1
図 3 図 4 図 5	展地負債科の状況 農業地域類型別の耕地面積割合 農地筆数及び1筆平均面積	2
図 6 図 7 図 8	農業振興地域内農用地区域の設定状況 農地整備の状況 農地転用の推移	3
第2部 担	lい手への農地利用の集積・集約化・・・	4 ∼ 5
図9	担い手の推移 農地所有適格法人の推移	4
図 11	展地所有過格法人の推移 農地貸借の推移 農地中間管理事業の推移(市町村・県)	5
第3部 遊	休農地の発生防止・解消・・・・・・・	6~8
	農家累計別遊休農地面積の推移 遊休農地の推移	6
図 15	遊休農地の要因分析(市町村・県) 中山間直接支払対象面積と協定数 多面的機能支払交付金対象面積と活動組織数	7 8
第4部 新	規参入の促進・・・・・・・・・・・	9~10
図 19 図 20 図 21 図 22	農業者の男女別年齢構成割合の推移 農業就業人口の推移 農家類型別の推移 基幹的農業従事者数の推移 新規就農者の推移 産業別就業者の割合	9 10
第5部 農	地利用の最適化の指針・・・・・・・	11
	業委員会名簿・・・・・・・・・・ 町村の風土(裏表紙)	14



農地(台帳)面積と 耕地面積の比較

図1 農地(台帳)面積と耕地面積の比較(平成29年)

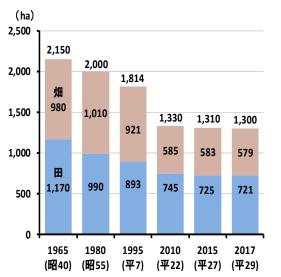
~ 面積比較の差は、地籍調査未実施の樹園地が主要因 ~



資料:農林水産省 市町村農業委員会 経営支援課

図2 耕地面積の推移

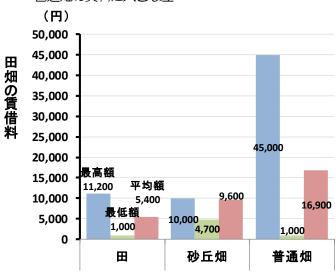
~ 半世紀で40%近く減少、中山間地で顕著 ~



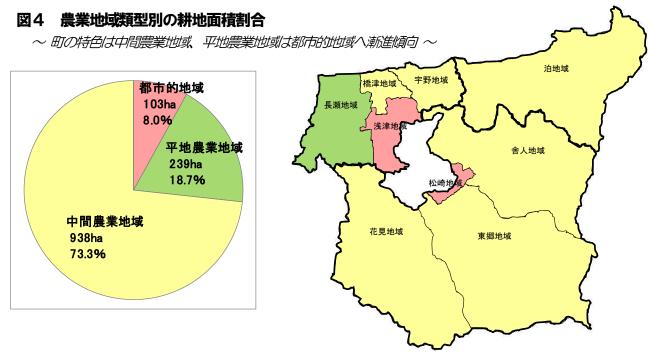
資料:農林水産省「耕地面積調査」 ラウンドで合計が一致しない場合がある

図3 農地賃借料の状況

~ 普通畑の賃料に大きな差 ~



資料:農業委員会調べ



資料:農林水産省「2015年農林業センサス農山村地域調査(農業集落)」

(注) 農業地域類型基準指標

都市的地域=人口密度500人以上及び宅地等/可住地面=60%以上

平地農業地域=耕地率20%以上かつ林野率50%未満

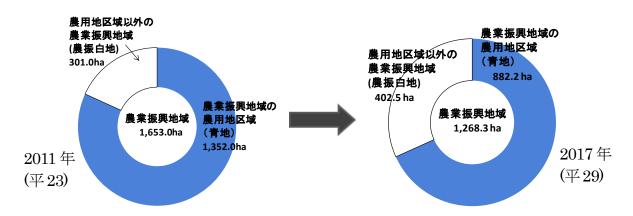
中間農業地域=耕地率20%未満

山間農業地域=耕地率10%未満かつ林野率80%以上

図5 農地筆数及び1筆平均面積 ~ 地籍間査の進行とともに荒廃農地の 農地筆数 (筆) 整理を進めた結果、農地筆数が減少~ 20,000 18,000 H 24年度 16,000 白書より 14,000 18,690 H 24年度 12,000 白書より 10,000 13,974 8,000 2018 6,000 2018 (平30) (平30) 4,000 7,461 7,149 2,000 H24年度 2018 0 白書より (平30) 田筆数 畑筆数 1筆平均面積 1筆平均面積 ~ 荒廃農地の整理が進んだ結果、 1筆平均面積が増加~ ⁵a 7 6 a 10 а 資料:農業委員会調べ

図6 農業振興地域内農用地区域の設定状況

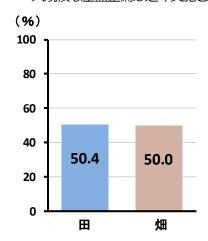
~ 農業振興地域整備計画見直しを機に、守るへき農地を明確化 ~



資料:農林水産省「確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況等に関する調査」

図7 農地整備の状況(平成29年度調査)

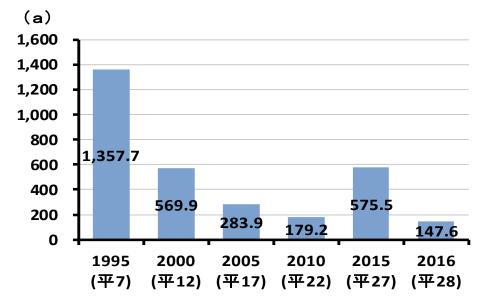
~ 大規模な基盤整備は近年実施されていない ~



資料: 県農地・水保全課調べ

図8 農地転用の推移

~ 近年の農地転用は、宅地・その他の事業用地ではぼ横ばい ~



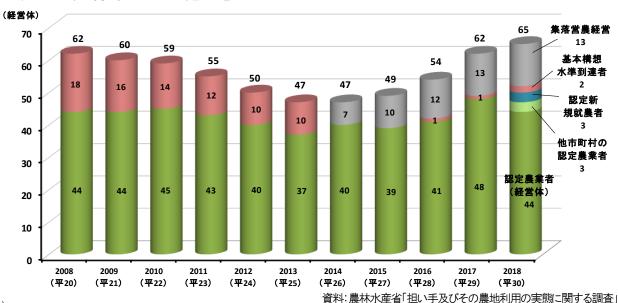
資料:農林水産省「農地権利移動等調査」



担い手への農地利用の集積・集約化

図9 担い手の推移

~ 平成26年を境に担い手への集積が増加~



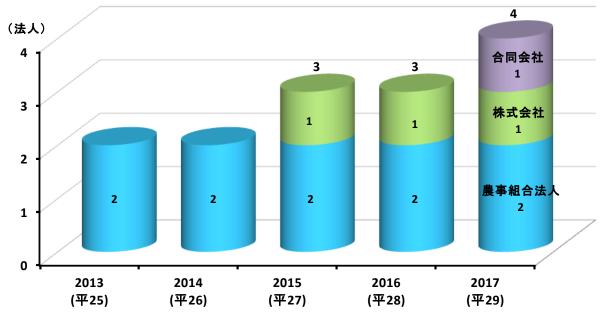
*(注)

認定農業者 = 市町村から農業経営改善計画の認定を受けた農業者

認定新規就農者 = 新たに就農しようとする青年等であって、その作成する就農計画について市町村長より認定を受けた者 基本構想水準到達者 = 市町村基本構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標水準に達している農業者(認定農業者を除く) 集落営農組織 = 集落など地縁的にまとまりのある一定の地域内の農家が全部又は一部を共同して営農活動を行う組織

図10 農地所有適格法人の推移

~ 担い手農家が法人化 ~



資料:農林水産省「農地所有適格法人の活動状況調査」 (H27 年までは、農業生産法人の活動状況調査)

図11 農地貸借の推移

~ 基盤強化法は更新分が大半を占め、農地中間管理事業は新規貸借 ~

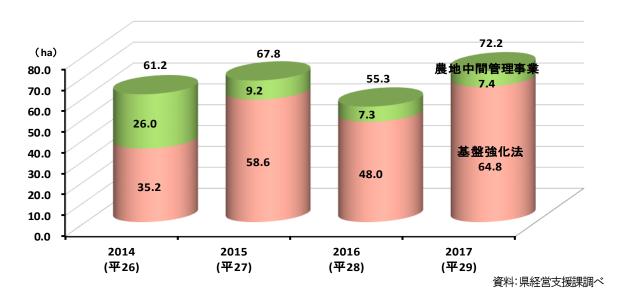
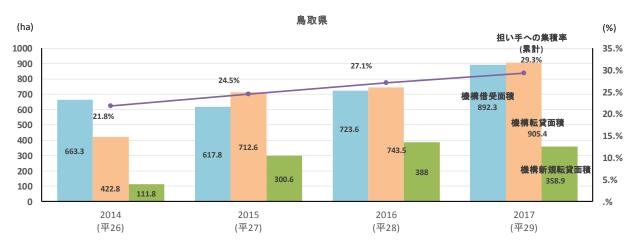


図12 農地中間管理事業の推移

~ 県全体では増加傾向だが、本町では一服感 ~





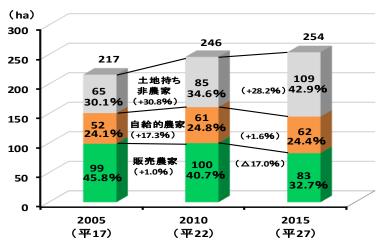
資料:農林水産省「中間管理機構等の実態把握こついて(調査)」



遊休農地の発生防止・解消

図13 農家類型別遊休農地面積の推移

~ 非農家が所有する農地の遊休化が進行 ~



資料: 農林水産省「農林業センサス」 (注)センサスの耕作放棄地を遊休農地と表現

図14 遊休農地の推移

~ 町内全域調査の義務化が再生困難な荒廃農地(B判定)増加の要因 ~

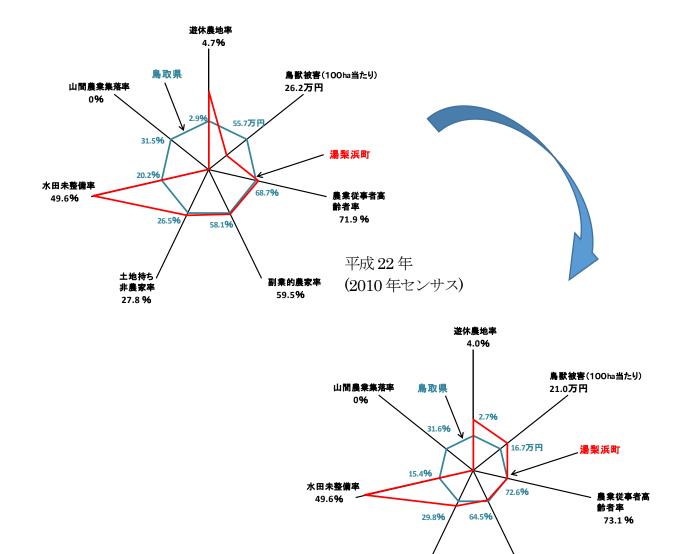


資料:農林水産省「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」

*注:遊休農地率はここでは、A判定農地面積÷(耕地面積+A判定農地面積)で算出した。

図15 遊休農地の要因分析

~ 農業従事者の高齢化と土地持ち非農家の増加が、農地保全に対する意欲の低下を誘引 ~



土地持ち

非農家率

33.7 %

副業的農家率

61.8%

資料:①遊休農地の割合=遊休農地(1号)面積/耕地面積+遊休農地(1号)面積 *農林水産省「農林業センサス」

平成 27 年

(2015年センサス)

- ② 鳥獣被害額(100ha 当たり) = 鳥獣被害額/耕地面積
 - *鳥取県鳥獣対策センター調べ
- ③土地生産性(10ha 当たり)=農業所得/耕地面積
 - *農林水産省「生産農業所得統計」
- ④農業従事者高齢者率=65歳以上/農業就業人口
 - *農林水産省「農林業センサス」
- ⑤ 副業的農家率 = 副業的農家数/販売農家数
 - *農林水産省「農林業センサス」
- ⑥土地持ち非農家率=土地持ち非農家数/総農家数+土地持ち非農家数
 - *農林水産省「農林業センサス」
- ⑦水田未整備率=30a以上区画未整備水田面積/水田面積
 - *農林水産省「農業基盤情報基礎調査報告書
- ⑧山間農業集落 = 山間農業地域集落数/集落数
 - *農林水産省「農林業センサス」

図16 中山間直接支払対象面積と協定数

~ 事業期間の満了に伴い、多面的機能支払へ取組み地域が遷移 ~

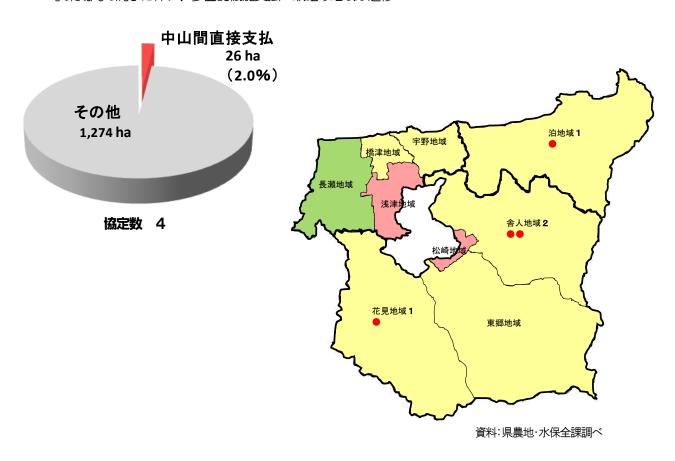
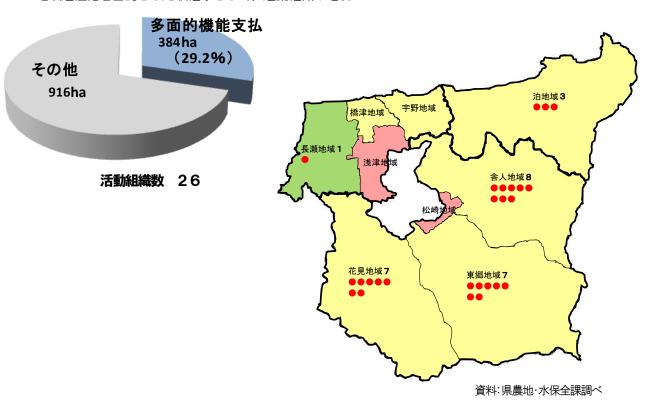


図17 多面的機能支払交付金対象面積と活動組織数

~ 地域活性化を目的とした取組みとして、活動組織が増加 ~

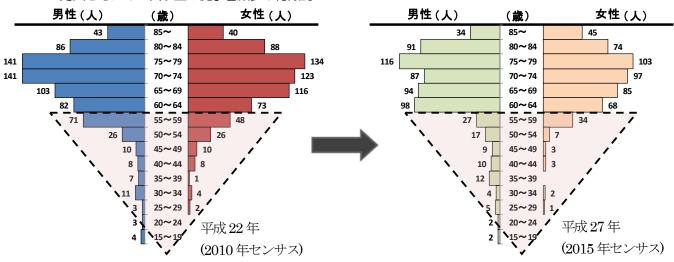




新規参入の促進

図18 農業者の男女別年齢構成割合の推移

~ 男女ともに50代以上の従事者減少が特徴的 ~



	男性	女性	小 計	
60歳以上	596	574	1,170	
60 歳未満	143	99	242	
計	739	673	1,412	(合計)

	男性	女性	小計
60 歳以上	520	472	992
60 歳未満	88	50	138
計	608	522	1,130

(合計)

差

-102

-49

-151

女性(人) 男性(人) (歳) +5 85~ +5 80~84 -14-2575~79 -3170~74 -54-26 **-9** 65~69 -3160~64 + 16 55~59 -44-1450~54 -19-945~49 -1+240~44 -5 35~39 +5 30~34 2010年 2015年 -7 差 2010年 2015年 +2 25~29 60歳以上 596 520 -7660歳以上 472 574 20~24 60 歳未満 143 88 -5560 歳未満 99 50 15~19 計 計 739 -131673 522 608

注: グラフ横の数字は 2010 年と 2015 年の増減値

資料:農林水産省「農林業センサス」

図19 農業就業人口の推移

~ 就業人口の減少に歯止め掛からず ~

(人) 5,547 6,000 5.000 3,986 4,000 2,519 3,000 4,433 2.855 1.412 1,130 2.000 1,913 従 そ 事 の 者 他 1,114 1.312 1,000 1,131 1,101 606 0 1965 2010 1980 1995 2015 (平22) (昭40) (昭55) (平7) (平27)

資料:農林水産省「農林業センサス」

(注1)農業就業人口:農業のみに従事した者又は農業と兼業の

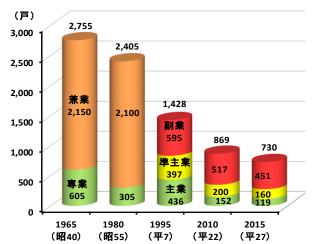
双方に従事したが、農業従事日数の方が多い者

(注2)基幹的農業従事者数:農業就業人口のうち、普段の主な

状態が「仕事が主」の者

図20 農家類型別の推移

~ 主業・副業を問わず農家が減少 ~

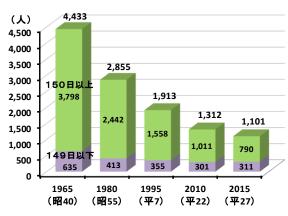


資料:農林水産省「農林業センサス」 (注)昭55以前は旧定義の農家、

平2以降は新定義の農家

図21 基幹的農業従事者数の推移

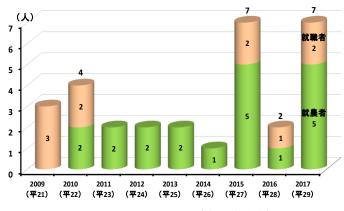
~ 150 日以上従事者の減少が顕著 ~



資料:農林水産省「農林業センサス」

図22 新規就農者の推移

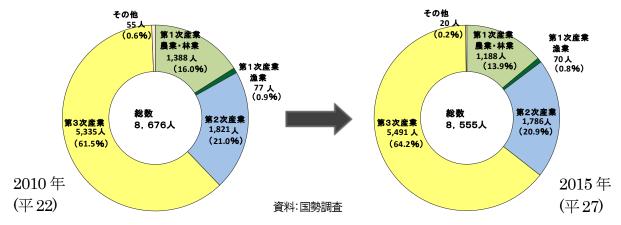
~ 少数だが、新規就農力継続 ~



資料: 県経営支援課調べ

図23 産業別就業者の割合

~ 産業別割合に大きな変化なし ~





農地利用の最適化の指針

湯梨浜町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成29年12月7日 湯梨浜町農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。)の改正法が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

湯梨浜町においては、平地と中山間が混在しており、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっており、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

特に、中山間は、果樹を中心とした地域であり、遊休農地の発生が懸念されていることから、基盤整備済みの優良農地については、その発生防止・解消に努めていく。一方、平地の砂丘畑では施設園芸をはじめ、土地利用型の白ネギや芝などの栽培がおこなわれているが、不作付け地が増加傾向にあることから、遊休農地化の防止・解消に努めていく。東郷池周辺の平地では土地利用型の稲作が盛んなことから、担い手への農地利用の集積・集約化においては、農地中間管理事業を活用しながら取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」という。)が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、湯梨浜町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」(平成25年12月10日農林水産業・地域の活力 創造本部決定)で、「今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」とされたこ とから、それに合わせて平成35年を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直 しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」(平成 28 年 3 月 4 日付け 27 経営第 2933 号農林水産省経営局農地政策課長通知)に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

- 1. 遊休農地の発生防止・解消について
- (1) 遊休農地の解消目標

(=) (= 1) (1) (1) (1) (1)					
	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)		
現 状 (平成29年3月)	1,348.8 ha	38.9 ha	2.9 %		
3 年後の目標 (平成 32 年 3 月)	1,330 ha	20 ha	1.5 %		
目 標 (平成 35 年 3 月)	1,315 ha	5 ha	0.4 %		

注1: 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積

注2: 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項 第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積

- (2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法
- ① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について
 - 農業委員と推進委員の担当制又はチーム制による農地法(昭和27年法律第229号)第30条第1項の規定による利用状況調査(以下「利用状況調査」という。)と同法第32条第1項の規定による利用意向調査(以下「利用意向調査」という。)の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知)に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。

- 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。
- 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農地情報公開システム(全国農地ナビ)」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。
- ② 農地中間管理機構との連携について
 - 利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。
- ③ 非農地判断について
 - 利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、B分類(再生利用困難)に区分された荒廃農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。
- 2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (平成29年3月)	1,310 ha	137 ha	10.5 %
3 年後の目標 (平成 32 年 3 月)	1,310 ha	147 ha	11.2 %
目 標 (平成35年3月)	1,310 ha	157 ha	12.0 %

注1: 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積

注2: これまでの集積面積は、把握時点において担い手 (認定農業者及び農業委員会法施行規則第 10 条で定める者) へ利用集積されている農地の総面積

【参考】担い手の育成・確保

75 01 17. 1 15 11/00 PEDIC						
	総農家数 (うち、主業農家数)		担い手			
			認定農業者	認定新規 就農者	基本構想水準 到達者	特定農業団体その他 の集落営農組織
現 状	(1,197 戸	43	7	ー	12
(平成29年3月)		119 戸)	経営体	経営体	経営体	団体
3年後の目標	(1,189 戸	45	10	―	15
(平成32年3月)		115 戸)	経営体	経営体	経営体	団体
目 標	(1,177 戸	48	13	ー	18
(平成35年3月)		109 戸)	経営体	経営体	経営体	団体

注:「総農家数(うち、主業農家数)」は、2015年農林業センサスの数値

- (2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法
- ① 「人・農地プラン」の作成・見直しについて
 - 農業委員会として、地域(1 集落又は数集落)ごとに人と農地の問題解決のため、「地域における農業者等による協議の場」を通じて、認定農業者等を地域の中心となる経営体と位置付け、それぞれの農業者の意思と地域の資源に照らした実現可能性のある「人・農地プラン」の作成と見直しに主体的に取り組む。
- ② 農地中間管理機構等との連携について
 - 農業委員会は、市町村、農地中間管理機構、農協等と連携し、(ア) 農地中間管理機構に貸付けを希

望する復元可能な遊休農地、(イ)経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ)利用権の設定 期間が満了する農地等についてリスト化を行い、「人・農地プラン」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

○ 管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の 意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がいない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

④ 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

○ 農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続を経て都道府県知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数(個人) (新規参入者取得面積)	新規参入者数(法人) (新規参入者取得面積)
現 状	2 人	3 法人
(平成29年3月)	(0.2 ha)	(17 ha)
3年後の目標	7 人	法人
(平成 32 年 3 月)	(1.2 ha)	(25 ha)
目 標	10 人	法人
(平成35年3月)	(1.8 ha)	(30 ha)

注:新規参入者数は、平成26年からの農地の権利移動を伴う新たな新規参入数で、法人雇用や親元就農は含まない。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

- ① 関係機関との連携について
 - 鳥取県農業会議、農地中間管理機構と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者(法人を含む。)を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

② 新規就農フェア等への参加について

○ 市町村、農協等と連携し、新規就農フェア等に積極的に参加することで情報の収集に努め、新規就農の受入れとフォローアップ体制を整備する。

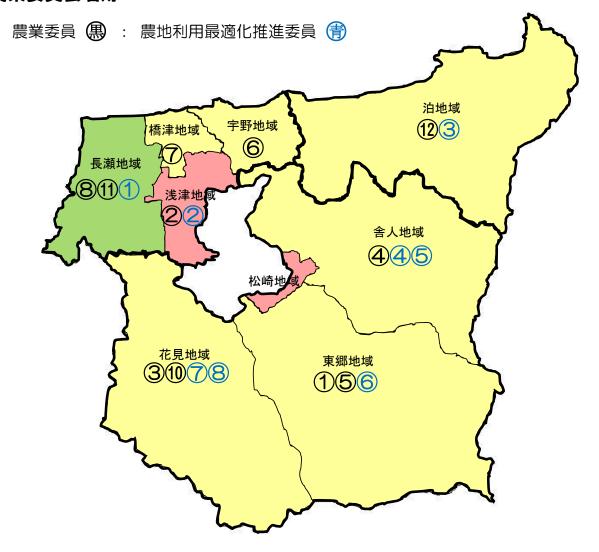
③ 企業参入の推進について

○ 担い手が十分いない地域では、企業も地域の担い手になり得る存在であることから、農地中間管理機構も活用して、積極的に企業の参入の推進を図る。

④ 農業委員会のフォローアップ活動について

- 農業委員会の区域内において高齢化等により農地の遊休化が深刻な地域について、農地の下限面積に 別段の面積を設定して新規就農等を促進する。
- 農業委員及び推進委員は、新規参入者(法人を含む。)の地域の受入条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担う。

農業委員会名簿



	農業委員氏名	備考		最適化推進委員氏名	備考
1	中村博		1	徳 岡 正 裕	
2	清水武敏		2	河井勝重	
3	長谷川 誠 一	会長 認定農業者	თ	尾川寛信	
4	土井繁美	認定農業者	4	山田隆雄	
5	横川力	認定農業者	15	山本正義	
6	蔵本孝広	職務代理 認定農業者	60	北野文夫	認定農業者
7	山下 昇		7	山 本 美代子	
8	山上真治	認定農業者	00	倉本哲男	
10	土海政信	認定農業者			
11	山下和子	中立委員			
12	谷岡貞幸				

湯梨浜町の風土 ~農地・農業ポテンシャルの開花(潜在力・可能性)~

本町は、中央部こ周囲約 12kmの東郷湖、南東部一帯から海岸までは、山地丘陵や中国山地に続く高地 となっています。北西の海岸部は砂丘地帯が広がり、西部には天神川から東郷湖に至る平野が形成されて います。

このように本町は、海、湖、川、山など、豊かな自然環境に恵まれた風光明媚な地域です。

本町の農業の形態は、山間・丘陵地帯での二十世紀梨を中心とした果樹栽培、東郷湖周辺の東郷・羽合 平野では、土地利用型の水稲作が行われ、羽合地域の砂丘畑では芝栽培やその他地域の転換水田等で は、施設園芸作物栽培による高収益農業が進められています。

農地流動化の基本となる農地の貸借については、農地中間管理事業と利用権設定事業とを活用した権 利設定により、担い手への農地集積が進んできています。

町章



湯梨浜町の頭文字「Y」をモチーフに、大空にはばたく 翼をイメージし、青と緑と白で豊かな自然(海・池・温泉・ 梨・砂浜)を表現しており、全体として、自然・人・産業が共 生する町の団結、友愛、飛躍発展を願うとともに、明るい 未来を表現しています。

町の花 :トウテイラン



町の木 : 梨



環境省の絶滅危惧種II類(VU)に指定されて いる植物で、県内では湯梨浜町のみに自生して います。町の花として、将来にわたり保護して いきたいという思いから、町花に選定されまし た。

湯梨浜町には梨生産者が多く、二十世紀梨 の産地として有名です。また町名にも「梨」 の字が使われており、町の木としてふさわし いことから、町木に選定されました。

【湯梨浜町農業委員会】

住 所 〒682-0723

鳥取県東伯郡湯梨浜町大字久留 19-1

雷話 0858 - 35 - 5389

FAX 0858 - 35 - 5387 E-mail ynogyo@yurihama.jp